

## ■ 麻薬の取扱いに関する申請・届出手続き

申請・届出の名称	内 容	必要な書類等
麻薬管理者・施用者免許申請 手数料：3,900円	麻薬を新たに取扱うとき 麻薬管理者：麻薬施用者が2人以上の麻薬診療施設において麻薬を管理する者 麻薬施用者：業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付する者 ※麻薬を取扱う前に事前に免許が必要です。	○医師の診断書 （精神機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒の有無に関するもの） ○勤務証明書 （法人医療機関又は勤務者の場合） ○医師・歯科医師・薬剤師・獣医師の免許証の写し （窓口で原本と確認する必要があります。継続して申請する場合は省略可）
業務廃止届	麻薬業務を廃止するとき ※廃止後15日以内	○麻薬管理者又は施用者免許証
免許証返納届	免許の有効期間が満了し、又は免許を取り消されたとき ※期間満了後15日以内	○麻薬管理者又は施用者免許証
麻薬免許証記載事項変更届	免許証の記載事項に変更を生じたとき ※変更後15日以内	○麻薬管理者・施用者免許証 ○勤務証明書 （施用者の勤務地の変更等の場合） ○戸籍抄本（氏名の変更の場合）
免許証再交付申請 手数料：2,700円	免許証をき損又は亡失したとき	○き損した免許証（き損の場合） ○てん末書（亡失した場合）
麻薬廃棄届	古くなったり、変質等により使用しない麻薬等を廃棄しようとするとき ※あらかじめ提出する必要があります。	※麻薬の廃棄に際して、県職員の立会いが必要です。担当者と調整してください。
調剤済麻薬廃棄届	調剤された麻薬を廃棄したとき ※廃棄後30日以内	
麻薬事故届	滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたとき ※事故後すみやかに	※麻薬を盗取された場合は、すみやかに警察署にも届け出てください。
麻薬所有高届	麻薬診療施設でなくなったとき ※施設廃止後15日以内	
麻薬譲渡届	施設廃止後所有している麻薬を譲り渡すとき ※譲渡の日から15日以内	※所有している麻薬は、施設廃止後50日以内であれば、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。
麻薬管理者年間届	毎年11月30日まで	※麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者が届け出る必要があります。
麻薬中毒者診断届	麻薬中毒者であると診断したとき	
麻薬中毒者転帰届	麻薬中毒者診断届に係る患者が死亡、転院等したとき	